

# 市県民税申告と所得税確定申告の受付が始まります

## ■ 開設期間

2月17日（月）～3月16日（月） ※土日祝日を除く  
午前8時30分～正午／午後1時～午後5時15分

※なお、会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合がありますのでご了承ください。



## ■ 申告・相談会場

八幡防災センター（市役所本庁舎玄関前）、大和庁舎（3階303会議室）  
白鳥庁舎（2階大会議室）、高鷲庁舎（2階第1会議室）、美並庁舎（1階）  
明宝庁舎（1階第1会議室）、和良庁舎（第1会議室）

※申告期間中は、どの会場でも申告できます

※2月28日（金）に八幡防災センターのみ夜間相談（午後6時～午後8時）を受け付けます。

## ■ 税理士の無料税務相談 ※八幡防災センターのみ

2月17日（月）～2月28日（金）※土日を除く 午前9時30分～正午／午後1時～午後4時

※消費税軽減税率制度の相談も行います。

土地・建物、株式等を買った譲渡所得や消費税など、複雑な内容の申告相談は、2月中に八幡防災センターで行ってください。3月以降は、アピセ関での申告となります。

## ■ 医療費控除は《セルフメディケーション税制》と《従来の医療費控除》のどちらかの選択制です。

### セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みをしている人が、12,000円以上の特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等を購入した場合

《添付書類》

- 健康の保持増進等の取り組みを行った事が分かる書類（インフルエンザ予防や定期予防接種・市が実施するがん検診や健康診査・特定健康診査・保険者が実施する人間ドックや各種検診などの書類）〔添付又は提示〕
- セルフメディケーション税制の明細書

### 従来の医療費控除

納税者が自分または生活を共にする配偶者・親族のために令和元年中に支払った医療費

※令和元年中とは平成31年1月1日から令和元年12月31日のことをいいます。

《添付書類》

- 「医療費通知」もしくは領収書から「医療費控除に関する明細書」を作成してください。
- 作成がお済みでない場合は、会場で作業していただくので、申告相談の順番が後になる場合があります。  
※令和2年度からは、医療費の領収書での提出ができなくなりますので、「医療費控除に関する明細書」の作成にご協力ください。

## 《お問い合わせ》

- 市・県民税など市税 総務部税務課 ☎67-1837
- 国民健康保険税・高額療養費 健康福祉部保険年金課 ☎67-1822
- 介護保険・要介護者の障がい認定・おむつ使用証明書等 健康福祉部高齢福祉課 ☎67-1807
- 身体障害者手帳等 健康福祉部社会福祉課 ☎67-1811
- 年金の源泉徴収票・掛金払済証明書 美濃加茂年金事務所 ☎0574-25-8181
- 所得税はじめ国税 関税務署 ☎0575-22-2233（自動音声案内）